

令和元年10月28日

公益社団法人 愛知労働基準協会 御中

愛知運輸支局  
愛知労働局  
愛知県トラック協会

トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためにには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間を発生させないことや、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼を発生させないことが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年12月に「貨物自動車運送事業法」の改正が行われ、荷主関連部分として以下の制度改正が行われており、これらについては本年7月1日から施行されています。この改正は、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保のために重要な内容となっています。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知したく、「制度改正の解説リーフレット」及び「荷主とトラック運送事業者の協力に関する資料の一覧」を送付しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

### 【改正事項（荷主関連部分）】

- ① 荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
  - ② 荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
  - ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
    - ・ 國土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であるについて理解を求める「働きかけ」を行います。
    - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
    - ・ 独占禁止法の不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

〈問合せ先〉

- 愛知運輸支局 輸送・監査担当（リーフレットや制度改正について） TEL : 052-351-5313
  - 愛知労働局 労働基準部監督課（労働基準法令について） TEL : 052-972-0253
  - 一般社団法人愛知県トラック協会 業務課  
適正化事業課 TEL : 052-871-1921

# 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

## 荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするために、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配達先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

### ■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

#### ①荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

#### ②荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

#### ③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

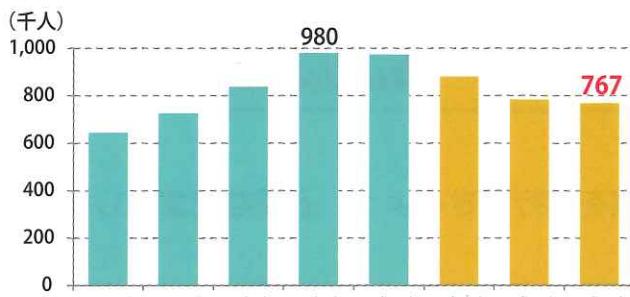
#### \*違反原因行為の例



- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

### トラック運転者はピーク時より減少

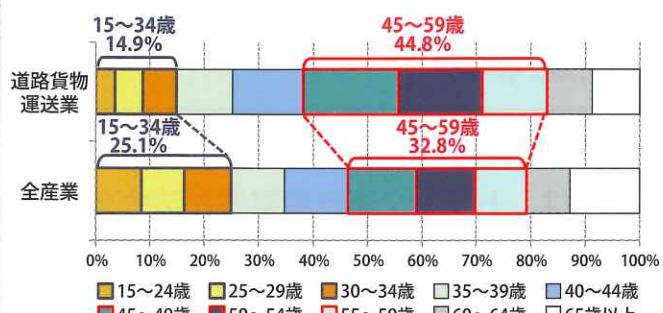
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

### トラック運転者は高齢化

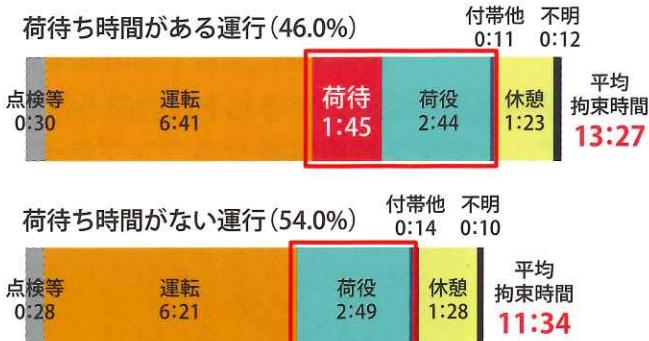
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

### 長時間の荷待ち・荷役作業が発生

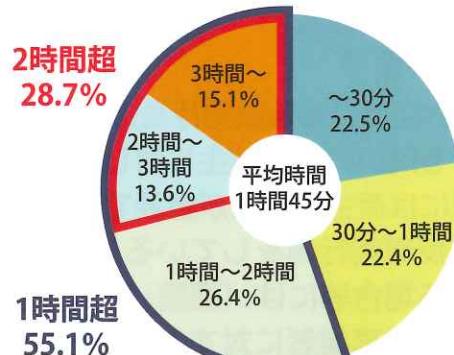
#### 1 運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

#### 2 時間を超える荷待ちが約3割

#### 1 運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

### トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の労働時間のルールを守らせる必要があり、違反した場合は処分を受けることになります

#### ● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15時間超えは1週間2回以内)</li> <li>1ヶ月 293 時間以内</li> </ul>
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続 8 時間以上</li> </ul>
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2日平均で、1日あたり9時間以内</li> <li>2週間平均で、1週間あたり44時間以内</li> </ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>4時間以内</li> </ul>

詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

